

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人

北九州市八幡東区社会福祉協議会

事業方針

近年の超高齢少子社会のもと、地域社会や家庭の機能は変化し、複雑で多様な福祉課題を抱える人々が増加しています。

さらに、経済情勢の厳しさなどからの社会的孤立や生活困窮、子どもの貧困、認知症高齢者問題や詐欺被害等、深刻な福祉課題・生活課題も山積みしています。

北九州市社協・各区社協では、住民みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくりという、私たちの思いを実現するための共通の指針となる「北九州市地域福祉活動第四次計画 ～住民ふくしの元気プラン～」を策定し、地域福祉課題の解決に向けた様々な事業を展開しております。最終年度となる平成27年度は、第四次計画の点検・評価を行い、社会福祉分野の諸制度改革や地域ニーズを踏まえた新たな地域福祉活動計画の策定にむけ、市・区社協と共に取り組みます。

平成27年度、国においては、生活困窮者自立支援法の施行や地域包括ケアシステムの構築等に向けた介護保険制度の見直しなど、地域福祉の再構築への取組がすすめられ、地域住民による「互助」の強化が求められます。

八幡東区社会福祉協議会においては、社会経済の不安定などにより事業運営をめぐる環境も厳しさを増すところではありますが、地域福祉推進の要としての役割が果たせるよう、財政基盤の強化と健全化に努めてまいります。

また、地域住民の方々の声を真摯に受け止めて、地域の福祉課題の現状を見据え、地区社協をはじめとする関係機関・団体等と綿密に連携し、その力を結集して、地域住民の方々と**“みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり”**の実現に向け、人と人、人と地域を結ぶ社協活動に全力で取り組んでまいります。

◆基本理念

みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

- ◆基本目標Ⅰ みんなで福祉の風土を広げよう
- ◆基本目標Ⅱ みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう
- ◆基本目標Ⅲ 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう
- ◆基本目標Ⅳ 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

事業計画

みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

基本目標Ⅰ

みんなで福祉の風土を広げよう

「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めるためには、自分たちの地域社会の福祉課題を住民一人ひとりが理解し、課題を抱える当事者と共に、一人でも多くの住民が解決に動き出せる仕組みづくりと、活動への参加が必要です。

そのため、様々な手段を通じて福祉の風土を広げ、地域の福祉活動に積極的に参加できる人材の育成に努めます。

… 目標達成のための取り組み …

1 広報・啓発の強化

(1) 広報紙・パンフレット・ガイドブックの発行

- ① 広報紙 「八幡東区社会福祉協議会だより」の発行（年4回、全戸配布）
- ② ボランティア・市民活動センター広報紙「Voice Mini」の発行
（区社協だよりに掲載、年4回、全戸配布）
- ③ ボランティア活動情報冊子の作成（年1回）

(2) 啓発イベント等の実施

- 重**
- ① 第10回 市民とボランティアのつどいの開催
 - ② 「はじめてみよう！ボランティア（講演会・活動紹介・面談会）」事業の開催
 - ③ 「市民ふれあいフェスティバル」への参加、実施協力
 - ④ 市社協の収益事業を通じた広報・啓発の取り組みへの協力
 - プチボザウルスTシャツ・ポロシャツ・エプロン等の販売

(3) ホームページによる地域福祉関連情報の収集・発信

- ① 区社協ホームページの整理・更新

- ② 地区社協ホームページの整理・更新
- ③ ボランティア・市民活動センターホームページによる情報提供
- ④ 高齢者いきがい活動ステーションホームページによる情報提供および閲覧サポート

(4) 出前講演活動の実施

- ① ふれあいネットワーク活動説明会の実施
- ② 社協活動やボランティア・市民活動の周知のための出前講演
- 新** ③ 「新たな地域支援活動の展開」の機能と役割の周知のための出前講演
- ④ 地区社協の住民福祉講座の開催支援
- ⑤ 関係機関・団体と連携した新たな福祉課題への理解促進

2 福祉教育の推進

(1) 子どもを対象とした福祉教育

- ① 地域住民主導の福祉教育
- 重** ■ 次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動等）の充実
実施地区の拡大、年間を通じた取り組みへの発展
- ② 社会福祉施設や小地域福祉活動を活用した福祉教育
 - 夏ボランティア体験学習の実施協力
- ③ 学校と連携した福祉教育
 - 児童・生徒を対象とした福祉体験・ボランティア学習の支援

(2) 市民を対象とした福祉教育

- ① 住民啓発講座等による福祉教育
 - 認知症理解の啓発と認知症サポーター養成研修（基礎編、応用編）の実施
- 重** ■ 地区社協主催の住民参加型講座の開催支援

3 地域福祉人材の育成

(1) 新たなボランティア・市民活動の担い手の養成

- ① シルバーひまわりサービスボランティア研修の実施
- ② 「はじめてみよう！ボランティア」事業の実施 **【再掲】**
- ③ ボランティア養成講座の開催
- ④ 企業のボランティア体験研修の支援
- ⑤ 福祉のまちづくり講座の実施（地区）
- ⑥ まちづくりセミナー（市域）

⑦ 介護支援ボランティア事業への協力

(2) 小地域福祉活動者（地縁型ボランティア）の人材育成

- ① 小地域福祉活動人材の発掘・育成のための研修会を開催
(市・区・地区社協の共催及び県社協研修等の活用)
- 新任福祉協力員等合同研修会（区域）
 - 現任福祉協力員等合同研修会（区域）
 - 地域福祉活動指導者研修「トップセミナー」（市域）
 - 新任地区社協役員研修（市域）
 - 地域福祉活動専門研修（市域）
 - 小地域福祉活動計画策定研修「ふくしプランニング工房」（市域）
 - 地区社協活動者交流会（市域）
 - 県社協研修等を活用した地区社協役員等研修会（区域）

(3) 企業におけるボランティア・市民活動者の人材育成

- ① 企業のボランティア体験研修の支援 【再掲】

基本目標Ⅱ

みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう

地域社会の福祉課題の解決のためには、それぞれの地域において公私の社会福祉関係者と共に、幅広い住民が地域の福祉活動へ参加することが必要です。

このため、支援を必要としている人たちのニーズを把握し、その課題解決に向けた、住民の主体的参加による福祉活動を進めます。

… 目標達成のための取り組み …

1 小地域福祉活動の活性化

(1) 「ふれあいネットワーク活動（基本事業）の充実・強化

- ① ふれあいネットワーク活動説明会の実施
- ② 地域福祉活動関係者の連携強化
- 重** ■ 民生委員児童委員、いのちをつなぐネットワーク担当係長等行政・福祉施設職員等の専門職等の参加によるふれあい委員会（連絡調整会議）の充実
- ふれあいネットワーク活動推進会議の開催

- ③ 健康マイレージ事業を活用したふれあいネットワーク活動の推進
- 新** ④ 生活困窮者自立相談支援事業を通じた「相互に支えあう」地域づくりの推進
 - ・ 包括的かつ継続的な相談支援
 - ・ 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発
- 新** ⑤ 地域相談支援事業推進のためのコーディネーターの配置
 - ・ 地域資源の発掘・組織化業務
 - ・ 地域における支援のマネジメント業務
 - ・ 区役所の各相談コーナー及び関係機関との連携業務

(2) 地区社協の福祉課題に応じたメニュー事業の実施

- ① 各地区の地域特性や課題に対応したメニュー事業の実施支援
- 重** ② 高齢者のサロン事業の推進
- 重** ③ 世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動）の推進【再掲】
- 重** ④ 地区社協単位の小地域福祉活動計画づくりの推進

(3) 地区社協会長会の開催

- ① 地区社協会長会の開催
- ② 地区社協実務担当者会議の開催

2 ボランティア・市民活動の支援

(1) ボランティア・市民活動への支援

- ① ボランティア活動保険の加入促進
- ② 各種助成金等の情報提供、申請協力による活動支援
- ③ 活動相談・情報提供機能の充実
- ④ ボランティアの育成（各種研修会の実施）
- ⑤ 福祉教材等の貸与
- ⑥ 高齢者生きがい活動ステーション事業への協力・活用 【再掲】
- ⑦ リサイクル・収集ボランティア活動支援

(2) ボランティア・市民活動ネットワークの構築

- ① ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
- ② 他区センターとの情報交換および情報の共有
- ③ NPO 団体や企業を含めた関係機関・団体との協働の基盤づくり
- ④ ボランティア連絡協議会への支援と協働

3 災害時の福祉救援体制づくり

(1) 災害時の福祉救援体制づくり

- ① 地区社協機能を活用した福祉救援体制づくりの推進

(2) 災害ボランティアセンター設置に向けた体制整備

- ① 区を拠点とした市・区社協協働による災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施及び手引きの見直しに対する協力

基本目標Ⅲ

関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう

少子高齢化の進展や市民の価値観、生活様式の多様化によって、地域の福祉課題は多様化・複雑化し、一つの機関では十分に対応できない状況になっています。

このため、保健、医療、福祉等の関係機関・団体の連携を強め、総合的に課題の解決を図ります。

… 目標達成のための取り組み …

1 社会福祉関係機関・団体との連携・調整

(1) 民生委員・児童委員との連携

- ① 区民生委員児童委員協議会事務局の運営と連携
 - 民生委員互助共励事業の実施による民生委員活動の充実と推進
 - 民生委員・児童委員と地区社協（福祉協力員など）との地域情報共有化による連携の推進
 - 重** ■ 民生委員・児童委員の地区社協ふれあい委員会への参加促進【再掲】

(2) 専門職の参加によるふれあい委員会の充実 【再掲】

- 重** いのちをつなぐネットワーク担当係長等行政・福祉施設職員等の専門職等の参加によるふれあい委員会（連絡調整会議）の充実【再掲】

(3) 社会福祉関係機関・団体による地域福祉課題の啓発活動

- ① 地区社協とまちづくり協議会との協働による地域活動の促進
- ② 八幡東区いきいき21推進協議会との協働による各種啓発活動の実施
- ③ 各種団体への助成及び共催事業の実施

2 共同募金会との連携

(1) 共同募金活動の活性化

- ① 共同募金会八幡東区支会への参画

(2) 共同募金の広報活動推進強化

- ① 広報紙等による共同募金運動のPR
- ② 街頭募金運動への参加
- ③ 共同募金を財源とした、新一年生ランドセルカバー贈呈式の区内全小学校での実施

(3) 歳末たすけあい募金の活用

- ① 地域支援事業の実施

3 小地域福祉活動計画の推進

重 (1) 地区単位の小地域福祉活動計画づくりの推進

- ① ふれあいネットワーク活動推進事業の実施【再掲】
- ② 小地域福祉活動計画策定研修（ふくしプランニング工房）での計画づくり支援

(2) 地域福祉活動計画の推進

- ① 地域福祉活動第四次計画の進捗状況の点検・評価
 - 市社協総合企画委員会への参画

基本目標Ⅳ

一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

誰もが地域の中で安全で安心した生活ができるよう、関係機関・団体の連携のもとで、支援を必要としている人に対する活動を行ないます。

また、住民の日常生活上のニーズを把握し、住民の生活感覚に沿った提言を行い、新しい活動の仕組みをつくりまします。

… 目標達成のための取り組み …

1 権利の擁護と相談体制の充実

(1) 地域福祉権利擁護・法人後見事業への協力

- ① 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び保健福祉サービスに関する出前講演の実施

(2) 要支援者への情報提供や相談機関等の紹介

- ① ふれあいネットワーク活動（基本事業）の充実・強化の取組み【再掲】
- ② 心配ごと相談所の運営
 - 心配ごと相談所事業運営委員会の開催
 - 一般相談の実施（毎週火曜日の13時～16時）
 - 心配ごと相談員研修の実施
 - 電話相談通話料の無料の活用推進

2 社会参加・自立の支援

重 (1) サロン事業の推進

- ① ふれあいネットワーク活動推進事業（メニュー事業Ⅰ）の推進【再掲】

(2) 高齢者・障害のある人等の生きがい・健康づくり

- ① 高齢者
 - 男性高齢者のためのふれあい料理教室の開催
 - 年長者作品展の開催
 - 高齢者地域交流支援通所事業の利用促進【再掲】
 - 介護支援ボランティア事業への協力【再掲】
 - 高齢者生きがい活動ステーション事業への協力・活用【再掲】
 - 老人クラブ連合会活動への支援
- ② 障害者
 - 障害児(者)ふれあいバスハイクの実施
 - 身体障害者福祉協会活動への支援
- ③ 母子・父子世帯
 - 母子・父子世帯ふれあいバスハイクの実施
 - 母子寡婦福祉会活動への支援
- ④ 児童・青少年
 - 小学一年生を対象とした交通安全ランドセルカバーの贈呈
 - 子育て支援団体への助成
 - 子育て支援講座開催への助成
 - 保育所連盟活動への支援

- 青少年育成会協議会・子ども会連絡協議会活動への支援
- 八幡東区子どもまつりへの協賛
- ⑤ 住民全般
 - 健康づくりと世代間交流を目的とした「皿倉山健康ウォーク」の実施（区役所との共催）
 - 第9回「八幡東区自治会まつり」への協力
 - 「まつり起業祭八幡」での「地区対抗ビー玉つまみ選手権大会」の実施（まつり起業祭八幡事務局との共催）
 - 小さな親切運動の支援
 - 健康マイレージ事業への協力（再掲）

（3）ボランティア活動による在宅高齢者の支援

- ① シルバーひまわりサービス事業の実施
- ② 腕自慢おまかせサービス事業の相談受付

（4）生活福祉資金貸付制度・無料低額診療制度の運用

- ① 生活福祉資金の貸付相談及び情報提供
- ② 福祉金庫資金貸付事業の実施
- ③ 無料低額診療券の発行

新（5）生活困窮者の自立・尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくり 【再掲】

- ① 生活困窮者自立支援施策の根幹である自立相談支援事業の受託実施
- ② 多様な生活課題を包括的・継続的に支援する相談支援員配置、養成
- ③ 生活困窮者支援に関する住民理解の促進
- ④ ニーズ発見や支援のネットワークづくり、多様な資源開発等

3 調査・研究、提言

（1）地域福祉活動のあり方に関する委員会への参加

- ① 市社協総合企画委員会への参画【再掲】

（2）小地域福祉活動の実態把握及び調査・研究、提言

- ① ふれあいネットワーク活動推進事業実態調査（中間報告、報告）
- 新** ② 地域支援コーディネーターによる地区社協実態調査

（3）民生委員・児童委員活動における住民ニーズ・課題の把握

- ① 地区民生委員児童委員協議会事業実態調査（事業計画・事業報告）

(4) ボランティア・市民活動実態調査

① ボランティア活動の実態調査実施協力

推進基盤の強化

社会福祉法は、地域福祉の推進役として社会福祉協議会を位置づけています。地区社会福祉協議会・区社会福祉協議会・市社会福祉協議会は、一体となって「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を進めていくために、各域社協で「組織づくり」「活動拠点の確保」「活動点検」「役割分担」「財政基盤の強化」「人材育成」の視点を持って推進基盤の強化を行い、連携・協働しながら、地域福祉活動を計画的に進めます。

1 地区社会福祉協議会

(1) 組織づくり

- ① 地区社協役員会・連絡調整会議等の定例化・活性化支援
- ② 地区社協会長会・ふれあいネットワーク実務担当者会議の開催

(2) 活動拠点の確保

- ① 市民センターのほか、地域内集会所等の活用支援

(3) 活動点検

- ① ふれあいネットワーク活動の申請・実績報告・中間報告や第三者評価等のしくみを活かした住民間での活動点検支援

(4) 役割分担

- ① 小地域福祉での要の役割を担うための支援

(5) 財政基盤の強化

- ① 自主財源確保の支援

(6) 人材の育成

- ① 地域の人材育成機能（研修企画・実施等）の強化支援

2 区社会福祉協議会

(1) 組織づくり

- ① 理事会・評議員会・三役会の開催
- ② 社会福祉協議会活動のPR

- ③ 関係機関との協働体制の強化 【再掲】

(2) 活動拠点の確保

- ① 住民福祉活動拠点の確保を目的とした社会福祉センターの運営

(3) 活動点検

- ① 理事会・評議員会等での活動計画に基づく定期的な活動点検
- ② 総合企画委員会への参画 【再掲】

(4) 役割分担

- ① 関係機関団体との連絡調整

(5) 財政基盤の強化

- ① 賛助会員の加入促進による会費の増収
- ② 共同募金会との連携による募金活動の強化 【再掲】
- ③ 広報紙等の広告掲載料確保
- ④ 健康増進機器・自動販売機活用の啓発周知
- ⑤ 社会福祉センターに入室している「こどもと母のとしょかん」および「山王児童館」負担金の徴収

(6) 人材の育成

- ① 各種職員研修への参加（市・区社協共同）

常設委員会等の実施

区社協が実施する事業を適正に遂行するよう、各種部会・委員会にて協議を行っていきます。

- ① 地区社会福祉協議会会長会
- ② 区社協ボランティア・市民活動センター運営委員会
- ③ 心配ごと相談所運営委員会